

○ひとり親家庭医療費助成条例

昭和55年6月27日

条例第15号

改正 昭和57年12月23日条例第20号  
昭和60年3月30日条例第23号  
平成6年7月1日条例第10号  
平成6年9月29日条例第17号  
平成12年3月31日条例第12号  
平成16年6月29日条例第8号  
平成17年3月31日条例第8号  
平成18年3月29日条例第4号  
平成18年6月28日条例第15号  
平成18年9月27日条例第29号  
平成20年3月28日条例第5号  
平成21年3月30日条例第9号  
平成24年3月30日条例第11号  
平成26年6月30日条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭に対し医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定に寄与し、もってひとり親家庭の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第1条の2 この条例において「児童」とは、18歳未満の児童及び18歳に達した日から、その日以後における最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）又は母がその児童を監護する家庭をいう。ただし、その児童が父又は母の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、規則で定める程度の障害の状態にある場合は除く。）に養育されているときは除く。

(1) 父母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）を解消した児童

- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) その他前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

3 この条例において「養育者」とは次の各号に掲げる児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）者であって、父母並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4第1項に規定する里親以外の者をいう。

- (1) 父母が死亡した児童
  - (2) 父又は母が監護しない前項に掲げる児童
- (対象者)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、熊取町の区域内に住所を有する者のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ひとり親家庭の父又は母及び児童
- (2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項各号に掲げる児童

2 前項の規定による対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、医療費の助成を受けることができない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者
- (3) 老人医療費助成条例（昭和46年条例第24号）の規定により医療費の助成を受けることができる者
- (4) 身体障害者等医療費助成条例（昭和48年条例第28号）の規定により医療費の助成を受けることができる者
- (5) 児童福祉法に基づく措置により医療費の支給を受けている者及び同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等に入所又は入院している者（通所している者を除く。）

(所得制限)

第2条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは対象者としな

- (1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年の所得（各年の1月から6月までの間に新たに適用を受けることになる者にあつては前々年の所得。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日において生計を維持した者の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。
- (2) ひとり親等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得又はそのひとり親等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、そのひとり親等と生計を同じくするもの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は機械・器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき、被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価額の概ね2分の1以上である損害を受けた者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月31日まで、同項の規定は適用しない。
- 3 第1項において、計算される所得の範囲及び所得の額の計算方法については規則で定める。
- 4 第1項の規定にかかわらず、同項において計算される所得の額の計算方法について、規則で定める所得の額の計算方法の特例を適用した場合において、同項に規定された額未満となる者は除く。

（助成の範囲及び方法）

第3条 本町は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）及び家族療養費について保険給付が行われた場合（食事の提供たる療養に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主若しくは組合員であつた者を含む。）又は社会保険各法による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは

加入者（被保険者、組合員若しくは加入者であつた者を含む。）が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、その限度において助成を行わない。

(1) 対象者の疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負担による療養に関する給付が行われるとき。

(2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者の支払つた一部負担金に相当する額の範囲内において、規約又は定款等をもつて給付が行われたとき。

3 本町は、対象者が、熊取町長と契約を締結した病院、診療所又は薬局（以下「契約医療機関等」という。）で医療を受けた場合には、ひとり親家庭医療費として当該医療を受けた者に助成すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該契約医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該契約医療機関等に支払うことができる。

4 前項の規定による支払いがあつたときは、当該医療を受けた者に対し、ひとり親家庭医療費の助成があつたものとみなす。

(申請)

第4条 この条例の適用を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定める手続に従い、あらかじめ町長に申請しなければならない。

(医療証の交付)

第5条 町長は、前条の申請に基づいて、ひとり親家庭医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、申請者に規則で定める医療証を交付するものとする。

(助成の開始)

第6条 ひとり親家庭医療費の助成は、第4条の規定による申請のあつた日の属する月の初日から開始する。

2 申請者が災害その他やむを得ない理由により第4条の規定による申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、ひとり親家庭医療費の助成は、第1項の規定にかかわらず、その理由により申請をすることができなかつた日の属する月の初日から開始する。

(医療証の提示)

第7条 医療証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が、契約医療機関等において療養を受けようとするときは、医療証を提示しなければならない。

(損害賠償との調整)

第8条 町長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、ひとり親家庭医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成したひとり親家庭医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第9条 町長は、偽りその他不正の手段により、ひとり親家庭医療費の助成を受けた者がいるときは、その者から、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(届出義務)

第10条 受給者は、住所氏名その他規則で定める事項に変更があつたときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

(譲渡等の禁止)

第11条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

2 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、昭和55年10月1日から施行する。

ただし、第4条の規定は公布の日から施行する。

附 則（昭和57年12月23日条例第20号）

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に行われた改正前のこの条例による老人医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年3月30日条例第23号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成6年7月1日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成6年9月29日条例第17号）

（施行期日）

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第12号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月29日条例第8号抄）

最近改正 平成18年6月28日条例第15号

（施行期日）

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

（身体障害者等医療費助成条例、母子家庭医療費助成条例及び乳幼児医療費助成条例の一部改正に伴う経過措置）

4 改正後の身体障害者等医療費助成条例、母子家庭医療費助成条例及び乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の療養に係る医療費について適用し、同日前の療養に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月31日条例第8号抄）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月29日条例第4号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月28日条例第15号）

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成18年9月27日条例第29号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日条例第5号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日条例第9号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第11号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月30日条例第11号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

